

長野高教組 FAX ニュース	増刷りの上、職場のみなさんに配布してください。
〒380-8790 長野市県町 593 TEL 026-234-2216 FAX 026-234-2219 メール naganokokyoso@educas.jp HP http://naganokokyoso.com/ FAX ニュースは、HP からダウンロードできます	2022 年 9 月 22 日 (木) No. 401 (22-6)

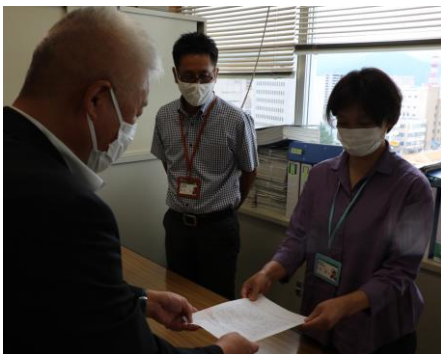
9 月 20 日、県教委交渉で改めて確認 県教委「国葬で特段の 対応は求めない」

岸田内閣が 9 月 27 日に行うとされている故安倍元首相の「国葬」について、阿部県知事は 9 月 15 日の記者会見で、「国葬」には県内行事を優先し欠席すること「県庁本庁舎と合同庁舎で半旗を掲揚する」としましたが、「県職員に黙祷は求めないこと」、「庁内放送でも黙祷を求めないこと」等を表明しました。県教育委員会はこの記者会見の場で「県立学校や市町村教委に弔旗や半旗の掲揚、職員や児童生徒の黙祷は求めない」とし、同日「**県教育委員会としては、文科省からの要請等もない事を踏まえ、これまでと同様、県立学校に特段の対応を求めることは致しませんので、ご承知おきください**」というメールを学校長に送りました。このメールの趣旨については、内堀教育長も参加して 9 月 20 日に行われた県教委交渉の場で確認しました。

「学校独自の判断」でも弔意の強制はあってはならない

一方、15 日の記者会見で県教委教育政策課長が、「各学校の自主性を重んじる」との発言をしたため、翌日の県内各紙の報道では「各学校の判断にまかせる」（読売新聞）、「独自の判断で実施することはさまたげない」（毎日新聞）などと報じられ、県教委が「各学校の自主的な判断で弔旗を掲揚したり、生徒教職員に弔意の表明を求める」ことを容認するとも受け取れる状況が発生しています。

高教組は 9 月 22 日、この発言に対して抗議し、「弔意の強制があってはならないことを改めて学校に周知すること」を強く申し入れました。**(左写真)**



そもそも「国葬」には法的な根拠もなく、国会の審議も行われないうまま行われようとしており、「法の下での平等」（憲法 14 条）や「思想及び良心の自由」（憲法 19 条）にも反すると厳しく指摘されています。各種の世論調査でも、「国葬」の実施に反対する県民の声が、日を迫うごとに高まりつつあります。

学校で行われることはすべて教育の一環です。弔旗等で「学校として」の弔意を示すことや、生徒・教職員に対してなんらかの弔意を求めることは、その教育的意義を明らかにし、校内はもとより県民の理解を得ることが求められます。ましてや、憲法上の疑義も指摘される中、「学校長の判断で」行うべきではありません。

各学校において学校長に確認し、「特段の対応を求めない」とする県教委の通知に反する動きなど

ありましたら、大至急高教本部にご連絡下さい。